

第4回菊池市公売会を開催します

市税・国保税などの徴収のために、差押えた家電製品や食器・日用品類などを、次のとおり公売します。購入を希望する人は、この機会にぜひご参加ください。

とき 1月22日(木)
午後1時30分～(開場は午後0時30分)

ところ 七城公民館(七城総合支所横)
公売物件 家電製品、食器・日用品類、その他
※詳細は、1/1回覧板の「公売会チラシ」をご参照ください。
公売方法 入札による

当日必要なもの 印かん(認め印で可。法人の場合は代表者印)、購入代金(入札金額および消費税)、本人が確認できるもの(免許証、保険証など)、委任状(代理人が入札する場合)
その他
・公売財産の引渡しは、買受代金納付時の現況有姿で行います。
・公売前に滞納税が完納になった差押物件については、公売中止となります。
・物件は、使用品が多く、キズ等がある場合がありますので、ご理解のうえ入札してください。

問い合わせ先 税務課収納対策室

農業者の皆さんへの重要なお知らせです。

軽油引取税の 免税手続きを 次の日程で実施 します



農業用機械に使用する軽油の免税には、「免税軽油使用者証」(2年毎に更新)および「免税証」(1年毎に更新)が必要ですので、軽油引取税の免税を希望する人は、必ず次のとおり交付申請をしてください。

受付日
単独で申請する人 1月6日(火)～9日(金)
共同で申請する人 1月15日(木)～16日(金)
受付時間 午前9時～午後4時
※正午から午後1時までを除く
受付場所 熊本県菊池総合庁舎1階第4会議室
※必要書類、注意事項などの詳細は、前号(広報きくち12月号)の27ページで確認してください。

問い合わせ先
熊本県菊池地域振興局税務課課税係
☎(25)4124

平成21年度(平成20年中の収入分)の 確定申告(市県民税申告)

確定申告を次の日程で計画していただきます。もれなく申告されますようお願いいたします。

①「年金収入のみの人」および「年金収入・給与収入のみ」の人を対象に申告期間前に受付を行います

期間 2月5日(木)～2月9日(月)
時間 午前9時～正午、午後1時～午後4時

場所 菊池市役所1階小会議室
※この期間は本庁のみの申告受付となります。

※65歳以上の人で年金収入148万円以上の人・年金収入と給与収入のみの人が該当となりますので必ず申告されますようお願いいたします。

持参いただくもの 印かん、給与源泉徴収票(給与明細書)、年金源泉徴収票、生命保険料・損害保険料の控除証明書、社会保険料控除証明書(国民健康保険や国民年金保険料など)、その他申告に必要な書類

※期間内に申告ができない場合は2月16日以降にお越しください。

②①以外の皆さんは、2月16日(月)～3月16日(月)に確定申告されますようお願いいたします

◇旧菊池市管内では今年度から「地区割り」しない予定です。期間後半は混雑が予想されますので早めに準備されま

すようお願いいたします。
●農業収入のある人
◇販売伝票や必要経費の領収書を整理し、収支内訳書へ記入して申告にお越しください。

◇収支内訳書の作成がない場合は、その場で自書による作成後に受付を行います。それにより、受付順が変わる場合がありますのでご了承ください。

※前回、農業収入の申告を菊池市役所本庁、各総合支所で行っている人には1月中旬に収支内訳書を郵送する予定です。

◇税務署から確定申告書の送付がある人は、同封されている収支内訳書をご使用の上、税務署または申告センター(JA菊池中央支所2階)で申告を行ってください。

③申告をしなくてもよい人

◇勤務先から給与支払報告書が菊池市に提出され、他に所得のない人
◇税務署に所得税の申告をする人(税務署で確定申告をされる人)

◇65歳以上の国民年金などの公的年金のみの受給者で、かつその支給額が年間148万円以下の人。ただし、営業・農業・不動産(小作料を含む)、その他の所得のある人は除きます。

●次号(広報きくち2月号)で「所得税・市県民税申告のしおり」を掲載します。

問い合わせ先 税務課市民税係

1月の「税」の納期限 2月2日(月)

問い合わせ先
税務課収納対策室

●国民健康保険税第7期
※口座振替を利用している人は、1月26日(月)に振替を行いますので、残高の確認をお願いします。

給与所得者の確定申告

給与所得者の所得税は、毎月の給料や賞与から源泉徴収されその年の最後の給料や賞与の支払時に行われる「年末調整」によって精算されるので、大部分の給与所得者は、改めて確定申告をする必要はありません。

しかし、①給与の収入が2千万円を超える人、②給与所得や退職所得以外の各種所得の金額(例えば、生命保険契約などに基づく一時金を受け取られた場合や不動産の貸付けによる収入がある場合など)の合計が20万円を超える人、③2力所以上から給与を受けている人などは、確定申告をしなければなりません。

この他に、①風水害などの災害に遭った人、②多額の医療費を支払った人、③マイホームを新築(購入)・増改築し、年末において金融機関などからの借入金残高のある人などは、確定申告をすると源泉徴収されている所得税が還付されることがあります。

問い合わせ先 菊池税務署
☎(25)2121

※自動音声案内

公共事業入札の公表

件名	工事(履行)場所	落札者	落札額(税込・円)		落札率	指名業者数	事業担当課
			予定価格	決定価格			
●入札(開札)日:10月31日							
平成20年度水源・迫間簡易水道電気計装工事	限府外	飯塚電機工業(株)	38,850,000	90,970,000	42.7%	14	水道局
●入札(開札)日:11月13日							
平成20年度菊池市文化会館屋根防水改修工事	巨	㈱フルタ	18,375,000	19,361,000	94.9%	10	都市整備課
平成20年度隈府小学校耐震補強工事設計業務委託	隈府	㈱ライ設計	11,025,000	14,945,000	73.8%	11	都市整備課
●入札(開札)日:11月14日							
平成20年度金峰線道路改良工事(2工区)	重味	㈱開新発	15,330,000	15,525,000	98.7%	9	土木課
平成20年度矢護川線改良工事	旭志麓	㈱安武建設工業	14,857,500	15,321,000	97.0%	7	旭志総合支所建設課
●入札(開札)日:11月27日							
平成20年度野間口地区(7062～7066、7068)築造工事	野間口	㈱エクセレント工業	12,285,000	12,647,000	97.1%	11	下水道課
平成20年度高江出分農業用施設(排水路)改修工事	酒水町豊水	㈱成信建設	15,960,000	16,083,000	99.2%	8	農林整備課
平成20年度打越畜産センター線道路改良工事	七城町蘇崎	㈱七城建設	13,534,500	13,821,000	97.9%	7	七城総合支所建設課
平成20年度岡田荒牧線道路改良工事	七城町岡田	㈱タシロ建設工業	12,337,500	12,522,000	98.5%	7	七城総合支所建設課
平成20年度林原中富線道路舗装工事	七城町高島外	山東工業(株)	18,637,500	18,826,000	99.0%	11	七城総合支所建設課
平成20年度孔子公園孔子楼改修工事	酒水町豊水	㈱美麗建設工業	11,996,250	12,249,000	97.9%	6	商工観光課

※その他の入札結果は、菊池市ホームページおよび菊池市役所総務課で閲覧できます。
※落札額が10,000,000円以上のものを掲載しています。

確定申告は 正しくお早めに

確定申告の時期が近づいてきました。平成20年分の所得税の確定申告期間は、2月16日(月)～3月16日(月)となっています。

所得税は、納税者自身が所得金額や税額を正しく計算して納税する申告納税制度を採っていますので、所得金額や税額を正しく計算し、申告と納税は、期限内にお済ませください。確定申告書の提出は、郵送などでも

結構です。
申告期限が間近になると、申告会場は大変混雑し、長時間かかる場合もありますので、お早めに申告をお済ませください。
なお、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」で簡単に申告書等の作成ができますので、ぜひご利用ください。

問い合わせ先 菊池税務署
☎(25)2121

※自動音声案内

地籍調査が終了した土地に係る 固定資産税は、平成21年度から 登記地積で課税を行います

土地の固定資産税は、登記簿記載の地積(登記地積)により評価して課税を行うことが原則となっています。

旧菊池市と旧旭志村は全域の地籍調査が完了していないため、未調査地区との課税の均衡上、地籍調査後に地積が増加した場合は、例外的な取り扱いとして地籍調査前の地積で課税してきました。

しかし、平成17年3月の市町村合併に向けての合併協議会における協議により、税負担の公平性などを総合的に考慮して、**平成21年度から、原則どおり、地籍調査終了後の登記地積による課税を行うこととしました。**

それに伴い、固定資産税がこれまでと比べ高低の差が発生する場合があります。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先 税務課固定資産税係

事業主の皆さんへ 償却資産申告をお願いします

償却資産とは、会社や個人で工場や商店または農業などを経営している人が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品などの有形固定資産のことです。

申告の内容

- 構築物(広告塔・テナント改装など)
- 機械および装置(コンベア・ブルドーザーなど)
- 車両および運搬具(フォークリフト・ローラーなど自動車税ならびに軽自動車税の対象となるものを除く)
- 工具器具および備品(机・イス・パソコンなど)

このような事業用資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の資産所有状況を申告することになっています。

※平成20年度の税制改正で償却資産の耐用年数が変わりました。平成21年度分の償却資産の申告から改正後の耐用年数を用いることとなります。

※新規事業者または事業用資産をお持ちでお手元に申告書がない場合はご連絡ください。関係書類を送付します。

申告期限 2月2日(月) ※郵送でも受け付けます。

問い合わせ先 税務課固定資産税係